

セミナーセキュリティ管理規約

第1条（目的）

本規約は、主催者が開催する防衛・安全保障関連イベント（以下「本イベント」といいます。）について、情報保護及び安全な運営を確保するため、参加者が遵守すべき事項を定めるものです。

第2条（参加申込及び審査）

- 参加希望者は、本規約に同意のうえ、主催者が指定する方法により参加申込みを行うものとします。
- 参加申し込み者、参加者は、本イベントの性質に鑑み、氏名、所属団体、所属組織、役職、連絡先、国籍、参加目的その他必要な情報の提供をすることに合意したものとします。
- 主催者は、安全保障貿易管理、法令遵守、セキュリティ管理及び本イベントの適正な運営を目的として、申込者から提供された情報を取得し、国籍、所属、参加目的その他の情報を総合的に勘案して参加資格の確認及び参加審査を行います。
- 主催者は、申込内容及びセキュリティ上の観点から参加資格を審査し、その裁量により参加を承認し、又は拒否することができます。
- 主催者は、参加を拒否した理由を開示する義務を負いません。

第3条（申込情報の正確性）

- 申込者は、真実かつ正確な情報を登録しなければなりません。
- 主催者は、申込内容に虚偽、誤記又は重要な記載漏れがあると判断した場合、参加承認後であっても参加承認を取り消すことができます。

第4条（本人確認）

- 主催者は、本イベントの安全確保及び適正な運営のため、入場時に顔写真付きの本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポートその他主催者が認めるもの）の提示

を求め、本人確認を行います。顔写真付きの本人確認の提示がない場合や本人確認ができない場合、入場、参加をお断りします。

2. 入場後であっても、イベント開催期間中に本人確認を実施することがあります。参加者は、顔写真付きの本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポートその他主催者が認めるもの）を必ず携行しなければなりません。
3. 参加者は、主催者から本人確認書類の提示を求められた場合、入場時又はイベント開催期間中を問わず、速やかに提示しなければなりません。
4. 主催者は、申込情報と本人確認書類との照合その他必要な確認を行うことができます。
5. 主催者は、次の各号のいずれかに該当する場合、参加者の入場を拒否し、又は退場を求めることができます。

（1）本人確認書類を携行していない場合

（2）本人確認書類の提示を拒否した場合

（3）本人確認ができない場合

（4）申込情報と本人確認結果との間に合理的な疑義又は不一致が認められる場合

（5）その他、主催者が本人確認上又はセキュリティ上の問題があると判断した場合

6. 参加者は、前項に基づく主催者の措置に速やかに従うものとします。

第5条（禁止行為）

参加者は、次の各号に定める行為を行ってはなりません。

1. 主催者の許可なく、撮影、録音、録画又は資料の複製を行う行為
2. 配布資料、講演内容又は本イベントにおいて知り得た情報を、主催者の許可なく第三者へ提供、公表又は転載する行為
3. 主催者が非公開又は撮影・記録禁止として指定した情報を、生成 AI、外部翻訳サービス、要約サービスその他第三者が管理するサービスへ入力又は送信する行為
4. 不正又は不適切な目的による情報収集、調査又は分析を行う行為
5. 回答を拒否された事項について執拗に質問し、又は情報提供を要求する行為
6. 主催者、講演者、出展者又は他の参加者に対する妨害、迷惑、威圧的又は不適切な行為
7. 主催者の許可なく通信機器、記録装置その他の機器を使用して情報を取得する行為

8. 法令、公序良俗又は本規約に違反する行為
 9. その他、主催者が本イベントの適正な運営又はセキュリティ確保の妨げになると判断する行為
-

第6条（安全保障及びセキュリティ管理）

1. 主催者は、安全保障貿易管理、法令遵守又は情報保護の観点から、参加者に対し必要な確認、指示又は制限を行うことがあります。
 2. 参加者は、主催者又は講演者が行うセキュリティ上の指示に従うものとします。
 3. 主催者は、申込情報、本人確認結果その他の事情を総合的に勘案し、安全保障上又はセキュリティ上必要であると判断した場合、参加を制限し、又は参加をお断りすることがあります。
-

第7条（参加承認の取消し、入場拒否及び退場）

主催者は、申込者又は参加者が次のいずれかに該当すると判断した場合、事前の通知なく参加承認を取り消し、入場を拒否し、又は退場を求めることができます。

1. 本規約に違反した場合、及び、本規約の禁止行為をおこなったと主催者が判断した場合
2. 申込内容に虚偽、誤記又は重要な記載漏れがあった場合
3. 本人確認に応じない場合
4. 申込情報、本人確認結果その他の事情を総合的に勘案した結果、安全保障上又はセキュリティ上の懸念があると主催者が判断した場合
5. 本イベントの運営に支障を及ぼすおそれがある場合
6. その他、主催者が参加を不適切と判断した場合

参加者は、主催者による退場その他の措置に速やかに従うものとします。この場合、参加者が被る不利益に関しては、主催者は責任を負いません。

第8条（反社会的勢力の排除）

1. 申込者及び参加者は、自ら又は所属組織が反社会的勢力に該当せず、また反社会的勢力との関係を有しないことを表明し保証するものとします。

2. 主催者は、申込者又は参加者が前項に違反すると判断した場合、参加承認の取消し、入場拒否又は退場措置を講じることができます。
-

第 9 条（規約の変更）

主催者は、本イベントの運営上又は法令対応上必要がある場合、本規約を変更することができます。

変更後の規約は、主催者が適切な方法により公表した時点から効力を生じるものとします。

第 10 条（イベント内容の変更又は中止）

主催者は、天災地変、感染症の流行、法令上、もしくは法令に準ずる要請や公的機関からの推奨、講演者その他関係者の事情、その他主催者の合理的な努力を超えるやむを得ない事由により、本イベントの内容変更、中断又は中止を行うことがあります。参加者の負担した参加費、交通費を含む費用については、主催者は責任を負いません。

第 11 条（準拠）

本規約に定めのない事項については、法令及び主催者の合理的な判断に従うものとします。

2026 年 10 月 20 日
株式会社オプトロニクス社